

公共労速報 No.222

2015年6月30日 公立学校共済組合職員労働組合 Tel 03-3872-6175

6月30日、公共労は、理事者と給与制度の見直しに関する協定書を結びました。
以下、概要を紹介します。

諸手当を病院独自に 引き上げ・新設可能に！！



～支部で交渉して、必要な手当を勝ち取ろう～

病院経営の観点から適切である場合、宿日直手当、緊急勤務医手当、分娩手当、専門看護師手当、認定看護師手当、夜間看護師手当、緊急呼出手当、管理職勤務時間外診療手当、結核・精神接触手当（以下「宿日直手当等」）について、規定の1.5倍までを上限に引き上げることが可能になりました。また、人材の確保を図り、経営改善のための新たな手当を設けることも可能になりました。いずれも、病院独自に病院長が理事長の承認を得て行えるものです。尚、財源は、宿日直手当等と新設手当の総支給額が、「直近の過去3年間の経常収益の平均額の1.8%相当額の範囲内」です。

決算賞与は当年度中に支給

決算賞与はこれまでは前年度分が支給されていましたが、当年度の11月又は3月に勤務している職員に対して支給されることになりました。配分は、①一律支給 20%、②業績連動分 50%、③病院長裁量分 30%です。

看護師による「特定行為」の実施をしないように申し入れました

看護師による「特定行為」の実施は、慢性的な人員不足により年次有給休暇の取得率が低く、長時間労働や過重労働となっている看護職に対して、新たな業務と責任を押し付けることになるものであり到底認められません。窓口折衝では、看護師からの「こんな恐ろしいことはできない。やめてほしい」という声や、医師会からも反対されていることを紹介し、①看護師による「特定行為」の実施をしないこと、②「特定行為」にかかる研修の強要をしないこと、の2点を理事者に申し入れました。理事者からは「秋闘の団交の時にこちらの考えを述べる」と返答がありました。

※看護師による「特定行為」についてはあまり知らされないうちに、突然実施される可能性もあります。各支部でもこの中身について学び、討議し、病院側の動きを注視するようにしましょう。